

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和6年11月現在)

## I 入院基本料について

一般病棟では、10対1の看護の配置をしています。(昼間は、看護師1名につき患者さん6人以内を受持っています。夜間は看護師1名につき患者さん17人以内を受持っています。)

回復期リハビリテーション病棟では、専任の医師1名、理学療法士2名、作業療法士1名、入院患者15人に対して1人以上の看護要員がいます。(昼間は、看護師1名につき患者さん6人以内を受持っています。夜間は看護師1名につき患者さん、21人以内を受持っています。)

## II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

## III 当院では、九州厚生局長に次の届出を行っております。

### 1) 入院時食事療養について

入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。

### 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆機能強化加算 ◆医療情報取得加算 ◆医療DX推進体制整備加算3
- ◆一般病棟入院基本料(急性期一般入院料6) ◆救急医療管理加算
- ◆診療録管理体制加算3 ◆データ提出加算 ◆重症者等療養環境特別加算
- ◆医療安全対策地域連携加算2 ◆感染対策向上加算2 ◆サーベイランス強化加算
- ◆連携強化加算 ◆後発医薬品使用体制加算2 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1
- ◆回復期リハビリテーション病棟入院料3

### 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆糖尿病合併症管理料 ◆糖尿病透析予防指導管理料 ◆下肢創傷処置管理料
- ◆がん治療連携指導料 ◆別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ◆在宅がん医療総合診療料
- ◆地域連携診療計画加算 ◆検体検査管理加算(I) ◆画像診断管理加算2
- ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ◆運動器リハビリテーション料(I) ◆呼吸器リハビリテーション料(I)
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ◆看護職員処遇改善評価料 ◆外来・在宅ベースアップ評価料 ◆入院ベースアップ評価料

#### IV 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

#### V 保険外併用療養制度負担に関する事項

当院では個室使用料、長期入院などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

##### 特別の療養環境の提供（特別個室利用）

区 分	料 金	病 室
特別室	1日につき 5,500円	201号・302号
個 室	1日につき 2,200円	212号・213号・215号・216号 318号・319号・320号・321号
2床室	1日につき 1,100円	210号・303号・311号・312号 313号・315号・316号

##### 入院期間が180日を超える入院

患者さんの事情により長期に入院される場合は、180日を超える日から入院料の一部を負担していただく場合があります。

入院料の区分	料 金
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6）	1日につき 2,000円

#### VI 保険外負担に関する事項

当院では証明書・診断書料などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

項 目	料 金	項 目	料 金
普通診断書	1通につき1,320円	普通証明書	1通につき1,320円
健康診断書	1通につき1,320円	各種免許・許可用診断書	1通につき1,320円
死亡診断書	1通につき2,200円	死亡診断書（2通目以降）	1通につき1,100円
死体（胎）検案書	1通につき3,520円	生命保険関係死亡診断書	1通につき5,500円
司法関係診断書	1通につき5,500円	各種年金関係診断書	1通につき5,500円
身体障がい者用診断書	1通につき5,500円	恩給診断書	1通につき5,500円
各種証明書	1通につき 760円	交通事故関係証明書	1通につき5,500円
生命保険等に係る面接料	1件につき5,500円	エックス線画像複写	1枚につき1,320円
特別な証明書 （診療報酬の添付等）	1通につき5,500円	診察券再発行	1枚につき 100円

※その他 詳しくは、医事係職員にご確認ください。